

申請事業主名	株式会社	受理番号	
コース名	65歳超継続雇用促進コース		

以下、記載事項についてご対応をお願いします。

(1)	就業規則(改正後)	提出	※	確認欄
第31条(定年制度の廃止)社員の定年による退職制度は設けないこととする。と規定があり、第2項に「社員は、健康状態、勤務意欲及び職務遂行能力に問題がない限り、年齢にかかわらず就業を継続することができるものとする。ただし、前条27条から30条の退職、第33条から第35条の解雇に定める事由に該当する場合は、この限りではない。」と規定があり、下線部分については解雇・退職事由と同一事由ではないため、定年の廃止の実施が確認できないと判断し、支給対象事業主とはみられません。 また第3条の(2)嘱託社員の規定で60歳定年後に、一定期間を定めて再雇用する者。と規定があり、この条文があることにより、法人全体で定年廃止とはみられないと判断します。 よって、誠に恐れ入りますが、支給に至らないものとして所要の手続きを行う予定です。手続き完了後、追って不支給が決定された旨を不支給決定通知書によりお知らせいたします。なお、申請書類の返却(取下げ)をご希望の場合には、9月17日(※2週間)までに支部あてご連絡いただきますようお願いいたします。				

支給対象とならない主な事項は上記のとおりとなりますが、当該事項以外で確認が必要であった事項をご参考までに下記のとおり記載させていただきますのでご確認をお願いいたします。なお、書類の提出、修正等は不要です。

(2)	様式第2号(2)規則	提出	※	確認欄
[Redacted Content]				

- ※ 助成金の審査にあたりましては、可能な限り効率的な照会(申請内容の確認及び追加書類のご提出依頼等)に努めておりますが、審査状況等により照会が複数回となる場合もございますので、その旨予めご了承ください。
- ※ 今後あらためて助成金を申請される場合には、当該記載事項以外にも支給要件に合致しない事項がある場合や、不足するもの・確認を要するものがある場合があります。最新の支給要件を確認されますようお願いいたします。

<ご回答のお願い>

事務手続きを円滑に進めるために回答期限を設けております。やむを得ない事情により、指定した回答期限を過ぎる場合は、支部まで一報くださいますようお願いいたします。

【回答期限】

令和7年9月17日(水)